◎新潟県告示第277号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和6年3月15日から令和6年3月29日まで縦覧に供する。

令和6年3月15日

新潟県知事 花角 英世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法	縦覧場所
			第113条第1項の申出	
			をする漁業協同組合	
			名称	
加茂湖	山本 博文	佐渡市秋津1163-4		
	森岡 道徳	佐渡市秋津1611	加茂湖漁業協同組合	加茂湖漁業協同組合
	佐藤 吉春	佐渡市秋津1666		